

建設工事等に係る入札・契約制度の改善について

平成30年3月22日
千葉県県土整備部
建設・不動産課
電話 043-223-3299

県では、従来、入札・契約制度の改善に取り組んでまいりましたが、公正性・競争性・透明性の一層の向上と、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び不正行為の排除の徹底等の観点から、更なる見直しを行い、実施することとしました。

I 社会保険等未加入対策の推進

1 社会保険等未加入業者の下請契約からの排除（二次以下への拡大）

県発注工事では、元請業者及び一次下請業者を、社会保険等加入業者に限定していましたが、この制限を二次以下も含めたすべての下請業者に拡大することとします。

■ <<これまでの取組>> H27.4～ 元請の入札参加からの排除、H28.4～ 入札参加資格者名簿からの排除、
H29.1～ 一次下請契約からの排除

■ 実施時期 平成30年6月1日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用。

2 入札結果への法定福利費の明記

元請業者と下請業者における請負契約の一層の適正化に資するよう、県発注工事の入札結果の公表の際、予定価格に含まれている社会保険料等の法定福利費相当額を併せて表示することとします。

■ 実施時期 平成30年4月1日以降に入札結果の公表を行う工事から適用。

II 不正行為の排除の徹底

1 談合その他の不正行為の排除の徹底

談合情報対応マニュアル・電子入札約款について一部改正を行い、談合情報に対する手続のより一層の明確化、対応の厳格化を図ります。

- 談合情報の明確化…談合情報を独禁法、刑法及び官製談合防止法に違反すると思料される情報と定義。
- 情報漏えいの禁止…職員が職務上知り得た談合関係情報の漏えいの禁止を明示。
- 指名停止期間の加重…誓約書提出後、違反行為が判明した場合に指名停止期間を加重する旨を明記。
- 誓約書提出対象者の拡大…入札再執行時に辞退者も含む全ての入札参加者から誓約書を徴取するよう改正。
- 実施時期 平成30年4月1日施行。

2 一般競争入札（総合評価方式）における同時提出型の試行

県土木事務所発注工事に係る情報漏えい事案を踏まえ、不正が発生しにくい入札手続として、「一般競争入札（総合評価方式）同時提出型」を試行します。

- 同時提出型とは…総合評価方式における技術評価点を算出するための「技術資料」等を「入札書」と同時提出する方式。入札前の技術評価点の情報漏えいを防止する。
- 対象工事…県土整備部発注の総合評価方式による工事。
- 実施時期…平成30年7月以降（予定）。

3 入札関係書類の更なる電子化～電子入札システムの活用推進～

入札参加者から提出される申請書等について、発注機関への直接持参は禁止し、原則、電子入札システムにより提出するものとします。

入札参加者同士や入札参加者と発注者との unnecessary 接触の機会を減らすことで、不正行為の防止を図ります。

- 対象案件…電子入札システムにより入札を実施する全ての県発注工事等。
- 実施時期…平成30年6月1日以降に入札公告又は指名通知をする工事等から適用。

4 その他

県工事の年間受注額上位20社の公表を再開します。

〈参考〉

○ 一般競争入札（総合評価方式）同時提出型の手続フロー

